

「認定こども園の京都府が定める認定基準(案)骨子」に対する主な府民意見と府の考え方

項目	主な意見の要旨	府の考え方
全 般	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子どもの最善の利益を守るため、保育所及び幼稚園の認可基準をクリアすべきである。 ■ 認定こども園の基準や予算を、今の認可保育園以下にすべきでない。 ■ 国基準ではなく、より質が高く、子どもにとって最善のものとなるよう、京都府独自の基準を規定すべき。 ■ 子どものことを一番に考えた認定基準とすべきである。 ■ 保育の基準が低い方にあわせられることはおかしいと思う。 ■ 認定基準が今よりも低くなると考えられる。認定こども園は設置すべきでない。 ■ 最低基準を引き下げ高所得者だけがまともな保育・教育を受けられる制度には怒りを感じる。 ■ 安上がりに子どもを受け入れる場所を作るだけでなく、豊かな生活の場を ■ 子どもの心が豊かになる方向を目指してほしい。園に子どもを預けっぱなしにならない方法を考え親の教育力の再生・向上に役立つような園・施策が望まれる。 ■ 未来の子育て計画を考えて基準づくりを期待 ■ 現行の幼稚園・保育所の最低基準を基本としながら、教育・保育の質の確保のために必要な府の独自基準も加えられている適切な案である。 ■ 基準案でいいと思う ■ 基準は国が定めるべき。 ■ 京都府独自を打ち出すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 認定基準については、法律の規定により、文部科学省と厚生労働省が協議して定めた施設の設備及び運営に関する基準(以下「国の基準」という。)を参酌して、都道府県の条例で定めることとされていますが、国が基準を作成するに当たっては、第三者からなる総合施設モデル事業評価委員会の最終まとめ等を踏まえて検討された結果、基本的に幼稚園及び保育所の認可基準の水準を満たすものとなっています。京都府では、幼稚園・保育所の関係者を始め、利用者や学識経験者からなる検討協議会を設置して広く現場の意見を伺いながら、子どもの利益を最優先に考え、現行の教育・保育の質の確保に配慮することを基本方針に基準案を検討したところです。その結果、国の基準を基本としながらも、利用者のニーズに添った認定基準となるよう、国の基準より踏み込んだ「保護者の選択に資する情報の公表」や「安心・安全を確保するための措置」を講ずること、さらに「施設の用に供される土地、建物の安定的・継続的使用」や「経営に必要な経済的基盤」等の要件を設けることとしています。
職員配置	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「おおむね」という文言を削除し、明確な基準が必要である。 ■ 共通利用時間について、1学級の子どもの数は35人以下を「原則」とされているが、端数整理の関係で35人を大幅に超えることがあるので、35人を単位とするクラス担任を確実に配置できる基準とすべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「おおむね」の表現については、国の基準や児童福祉施設最低基準の規定と同様としているものですが、例えば3人に1人のところが、4人に1人でも5人に1人でもいいということではなく、年齢別、利用時間別に子どもの数を配置基準で除して小数点まで求め、小数点以下を四捨五入することにより算出するという端数が出た時の考え方であり、恣意的な職員の配置を許容する意味のものではありません。

職員配置	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「3歳以上の短時間利用児に対する職員配置基準(35:1)」や「共通利用時間の3歳以上の1学級の子ども数(35人)」は、より少人数の子ども数を基準とすべき。(国保育所職員配置基準(3歳児20:1、4・5歳児30:1)又は市町村保育所職員配置基準(例:京都市3歳児15:1、4歳児20:1、5歳児25:1)と同等又はそれ以下の子ども数を基準とすべき。) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 満3歳以上の短時間利用児については、幼稚園と同様の利用形態であることから、幼稚園と同じ職員配置としているものです。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 3歳児の短時間利用に対しては、おおむね25人に1人の職員配置とすべきである。 		
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 幼稚園の基準に合わせるのは無理がある。 		
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 幼稚園はこれまで基準どおり保育して問題なかったため、満3歳児以上の短時間利用児は基準案どおり35人に1人で十分である。 		
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 職員配置を現行の保育所水準より一層充実したものにすべきである。 		<ul style="list-style-type: none"> ■ 職員配置については、現行の保育所及び幼稚園の水準を満たすこととしていますが、各園が実情に応じ、加配措置などで対応することを妨げるものではありません。なお、認定こども園の構成施設である幼稚園、保育所においては、補助制度の活用などにより、障害児等の受け入れに必要な体制整備が行われています。
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 短時間利用児の日々の預かり保育の対応については、職員配置の基準内の受け入れとすべきである。 		
	<ul style="list-style-type: none"> ■ きめ細やかな対応ができる人員基準をしっかりと作ることが必要である。 		
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 先生の数は減らさず、増やすべき 		
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 調理士・栄養士を配置すべきである。 		
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 障害児等に対する保育士の配置に配慮を行うべきである。 		
<ul style="list-style-type: none"> ■ パート、非常勤ではなく常勤職員を配置すべき。 			
<ul style="list-style-type: none"> ■ 認定こども園における必要な職員配置の総数は基準に規定しており、その従事者の勤務形態については、業務を的確かつ効果的に推進するために、各園の判断で配置すべきものと考えます。なお、パート、非常勤の勤務形態を希望する職員も含め、広く優秀な人材の確保に努めるべきと考えています。 			
職員資格	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「取得に努めている」の判断は曖昧であり、「有資格者」とすべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 原則は有資格者としていますが、資格取得に向けた努力を行っている者については、要綱等で必要な要件を定めることとしています。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 学級担任について、ただし書きで資格を認める場合、免許取得の具体的計画を求め、計画内期限付き臨免を交付する等、知事の認定を明らかにすべきである。 		
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 認定こども園の長については管理・運営を行う能力を有するという抽象的資質だけでなく、「教諭免許、保育士、児童福祉士等の資格を有する」「一定期間以上学校、児童福祉施設等の職務経験」「大学等での教育、保育、心理学等課程を履修」のいずれかに該当し、当該認定こども園以外の業務を兼務せず管理運営に専念できることとすべきである。 		<ul style="list-style-type: none"> ■ 園長については、特定の資格に限定せず、管理運営を行う幅広い能力を有すべきと考えており、要綱等で必要な要件を定めることとしています。
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 学級担任は幼稚園資格が必要であり、園長も資格要件が必要である。 		

<p>施設設備 (屋外遊戯場)</p>	<p>■ 屋外遊戯場が園から離れた場所にある場合は、必ず安全を確保するための利用計画を作成して自ら情報開示したり府が情報開示することで保護者が選択できるようにしてほしい。</p>	<p>■ 子どもの安心・安全を確保するために、認定申請時に施設設備の利用等に係る計画の作成を求めるとともに、保護者の選択に資するため、これらの情報の公表を行うこととしています。</p>
<p>施設設備 (屋外遊戯場)</p>	<p>■ 屋外遊戯場は同一敷地内又は隣接の設置とすべき</p> <p>■ 屋外遊戯場は、隣接又は子どもが徒歩で行ける範囲に設置すべき。</p> <p>■ 厳格な基準で推進してほしい。</p> <p>■ 外遊びが十分にできる園庭</p> <p>■ 子どもの生活を十分考慮して再考を求める。</p>	<p>また、屋外遊戯場を同一敷地内又は隣接敷地内に設置しない場合には、要綱等で必要な要件を定めることとしています。</p>
<p>施設設備 (調理室)</p>	<p>■ 調理室は現行の認可幼稚園では給食業者に委託しているところも多く、専門の業者は、衛生管理等適切に対応できるものであり、自園調理でなくてもいいのではないかな。</p> <p>■ 給食を外部搬入する場合は、その内容を情報開示して保護者が選択できるようにすれば必ずしも自園調理は必要と思わない。</p> <p>■ お母さんの手作り弁当の方がいい親もいる。</p> <p>■ 幼稚園型において調理室を必置とするのは子育て支援の機能を拡充する機運をそぐものと思われる。</p> <p>■ 調理室(給食室)を必置とし、自園方式で給食を実施すべき。</p> <p>■ きめ細かな離乳食、アレルギー対応のため自園調理を行うようにしてほしい。</p> <p>■ 給食の外部委託はすべきでない。</p> <p>■ 給食の栄養レベルが下がらないようにすべきである。</p>	<p>■ 食事は、子どもの発育・発達に欠くことができない重要なものであり、調理室の設置を原則としています。</p> <p>ただし、御指摘のとおり、満3歳以上の子どもの食事については、一定の要件のもとで、幼稚園と同様に外部搬入を認めることとしています。</p> <p>■ 食事の外部搬入に際しては、衛生面、栄養面等について業務上必要な注意を果たすことができるよう、体制整備、栄養士による必要な配慮、調理業務を適切に遂行できる能力を有する受託業者、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与、食育に関する計画に基づいた食事の提供などの要件を付けており、これらの情報開示によって、保護者が施設を適切に選択できるようにしています。</p>
<p>施設設備 (その他)</p>	<p>■ 施設の一体性について、過疎等でやむを得ない場合のみ隣接しない場合を認めるものとする</p> <p>■ 施設が隣接していない場合の条件が「保育の適切な提供が可能」「子どもの安全が確保」だけではあまいである。</p> <p>■ 保育をする場と共通利用時間を過ごす場で毎日移動が必要な状態は、子どもや保育者に望ましくない。(事故の危険等)</p>	<p>■ 施設設備は同一の敷地内又は隣接する敷地内にあることを原則としています。ただし、認定こども園制度が果たすべき機能の多様化に着目したサービス提供の枠組みであることを考慮し、教育・保育の適切な提供の確保が可能である等の条件を満たす場合には、例外的に認めることとします。</p> <p>こうした場合には、教育及び保育の全体的な計画の作成や職員間の連携等、運営の一体性の確保に留意する必要があると考えており、施設が隣接していない場合の必要な要件について、要綱等で規定することとしています。</p>

施設設備 (その他)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保育室は2階以下の設置とすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 現行の児童福祉施設最低基準で、一定の条件を満たす場合には、保育所の保育室を2階以上の階に置くことができると定められています。幼保連携型認定こども園を構成する幼稚園の保育室等についても、一定の条件を満たす場合、2階以上の階に置くことができるよう、幼稚園設置基準が改正されています。
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保育室等の面積については、児童福祉施設最低基準面積確保のこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 現行の保育所の基準を満たすものという観点から、保育室、乳児室・ほふく室の面積は、児童福祉施設最低基準と同様の基準としています。
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 乳児室・ほふく室面積は、現行の保育所の大半がクリアしている1人当たり併せて5㎡以上とすべきである。 	
教育及び保育の内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 教育内容の質、教育環境の質など厳しく定めるべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づく教育・保育の提供を行うとともに、集団生活の経験年数や子どもの一日の生活のリズムが異なること等、認定こども園に固有の事情に配慮して、幼稚園における教育課程及び保育所における保育計画の双方の性格を有する全体的な計画を作成することとしています。
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子どもが心身ともに健やかに育つために長い目で見た教育・保育態勢を確保すべきである。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 既に集団生活に馴染んでいる子どもと一時的短期的に保育を必要とされる子どもの保育について、然るべき配慮と認識が必要である。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保育内容は、保育と教育の時間による分断を前提にするのではなく、子どもの一日の生活をとらえたものにすべきである。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 教育を前提にしている幼稚園と生活を前提にしている保育園が一緒になることは無理だと思う。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 幼稚園機能に対する責務を明確にすべき 	
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子どもの思いを大事にすること、園外にでて自然とふれあったり子どもがのびのび体を動かすこと 	
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 幼保が一体化していくと本当に大切な元の教育がどうなっていくか不安 	
	<ul style="list-style-type: none"> ■ LD、ADHD、障害児などの子どもに対して特別の配慮をもって保育にあたる必要がある 	
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 所帯の生活力の差により子どもの保育の差が出ないようにすべきである。 ■ 子どもの成長が平等に保たれた運営であるべき。格差のない保育であるべき ■ 認定こども園になって、格差がこれ以上広がることのないようにしてほしい。 	
保育者の資質向上等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 必要な時間を確保する方法としては職員の増員で対処すること、職員に必要な研修を受けられる体制を確保をさせる必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 職員配置は、現行の幼稚園、保育所の設置基準等を基本としています。また、認定こども園には、職員及び園長の資質向上を図るための体制を整備し、計画の作成を求めることとします。
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 専用の相談室の設置、複数の専任相談員の配置を義務づけるべきである。 ■ 気軽に声をかけられる相談員や相談室の設置が必要である。 ■ 子育て支援事業は、いろいろな方法が考えられるので、施設や職員体制に縛られない方が柔軟に対応できる。 	
子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子育て支援については、認定こども園の必須機能であり、国の省令等に定める事業を実施することが条件となっていますが、各園における事業内容が異なることから、設けなければならない施設や複数の専任相談員の確保までは求めていません。従って、地域の実情に応じて、各園の判断により体制を整備していただくこととなります。 	

子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> ■ 働いている人や心の病の方などには保育園が既にあるのだから、簡単に長時間保育を常時利用出来る制度でなく、本当に困った方にその時々利用できるような子育て支援制度であるべき 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保護者が利用を希望するときに利用可能な体制を整備することとしています。
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子育て支援の円滑な推進を図るため保健所、児童相談所等、関係機関との協力・連携を義務付けるべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域の子育てを支援するボランティア、NPO、専門機関等と連携を図ることとしており、具体的にどのような機関と連携をするかについては、各施設において適切に判断されるべきものと考えています。
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子育て支援の基準が不十分。子育て支援を行う機関や施設を増加すべき。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子育て支援が保障されることは有難い。単に親の「子育て放棄の援助」とならないように、親子の関わりを十分に保障するものであるべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「保護者自身の子育て力の向上を積極的に支援すること」と定めています。
	<ul style="list-style-type: none"> ■ より具体的に子育て支援策を規定すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 法律第2条第6項及び法施行規則第2条において具体的な支援策が規定されています。
安心・安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> ■ 同じように保育を受ける子どもが、異なった基準の施設で育つことは問題がある。認定子ども園は子育て支援をメインにした施設にすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 認定子ども園は、小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに子育て支援の総合的な提供を推進するものであり、子育て支援事業は必須の機能と定められています。
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子どもたちが安全・健康に保育を受ける保障をしっかりとすべきである。 ■ 保護者の選択に資すよう、保育目標や職員構成と人数、設備、保護者会の有無等を情報開示する規定を明記すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 現行の幼稚園・保育所のサービス水準の確保を基本としながら、利用者のニーズに添った認定基準となるよう、国の指針より踏み込んだ「保護者の選択に資する情報の公表」や「安心・安全を確保するための措置」等の基準を設けることとしています。
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 補償体制を整えるべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「事故等が発生した場合の補償を円滑に行う体制を整備すること」と規定しています。
管理運営等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 建物や運動場は、長期間の貸与を受けて安定的に使用できるのなら、必ずしも自己所有でなくてよいと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 設置者については、土地及び建物については自己所有に限らず、安定的かつ継続的に使用できること、経営に必要な経済的基盤があること、財務内容が健全であることが必要である旨の基準を設けたいと考えています。
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 設置者がきちんとした経済的基盤をもっていることが必要。すぐに経営破綻したら困る。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業の継続性・安定性を確保するため設置主体は市町村及び非営利法人に限定すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 設置主体についての規定は設けませんが、認定基準を満たし、教育、保育の質が確保される施設を認定するものです。
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 営利目的の認定子ども園を認めないことが必要 	
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 社会福祉法人に限定すべき。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 営利企業が参入し、今よりも低い保育環境がつくられることは反対 	
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 駅前型など安易な参入は認めない 	
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 株式会社などが最低基準を満たすだけで利益を生み出すために幼児教育に参入する事を危惧する。 	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 保育は福祉で商売でない 		
<ul style="list-style-type: none"> ■ しっかりと管理対策をとるべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 園長がすべての職員の協力を得ながら、多様な機能を一体的に提供するための管理運営を行うこととしております。 	

管理運営等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市町村と認定こども園等で構成する入園判定及び選考審査会の設置が必要である。 ■ 「認定こども園」の運営にあたって、職員・保護者・地域住民等の参加の仕組みとして評議委員会等の設置を義務付け。 ■ 認定こども園は、多様な機能を一体的に供給するため、園長を含め全ての職員の協力で管理運営が行われる必要があるため、各申請にあたっては労使協議や職員との十分な話し合いが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 私立認定保育所の選考については、省令で仕組みが定められています。なお、認定こども園の認定基準は、認定対象の施設が満たすべき基準を規定するものであり、対象施設以外の者の役割を規定するものではありません。 ■ 園長がすべての職員の協力を得ながら多様な機能を一体的に提供するための管理運営を行うこととしており、労使協議や職員との話し合いは、各施設で検討される事項だと考えます。
その他 (市町村の意見聴取)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 施設が乱立して、教育・保育の水準が下がらないよう、認定の際には地域のニーズなど市町村の意見を聞くことが必要 ■ 個別の認定にあたっては、関係市町村と協議を行うこと。又認定こども園への立ち入り調査権を府及び市町村にも与え、行政としての責務を果たすこと。 ■ 「認定こども園」に対する指導、監査に関する市町村の権限と責任を明記。「認定こども園に関する不服申し立て及び苦情窓口を市町村に設置することの義務付け。 ■ 教育は自由競争・乱立であってはならず、公私併せて適正配置のためのチェック機能が働く基準を設けるべき 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 今回の制度は基本的に、認定の基準を満たしていると客観的に認められる施設について「認定こども園」という機能の認定を行うものでありますが、その基準の審査に当たり必要があると認める場合は、施設が所在する市町村の意見を聴く等、連携の上対応してまいります。なお、認定こども園を構成する幼稚園、保育所、認可外保育施設に対し、府は私立学校法、児童福祉法等に基づく権限を有しているため、それを活用するなど、適正に指導していくこととしています。
その他 (意見を聞く場)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市町村や関係者と時間をかけて議論・調査し、しっかりとした計画を作るべきである。 ■ 現場を視察し、又現場で働く人の意見を聞き、もっと時間をかけて検討す留事が必要である。 ■ もっと意見交換・協議の機会を設けるべき。 ■ 急がずじっくりと問題点の本質を見極めるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 認定こども園の認定基準の策定にあたっては、幼稚園・保育所関係団体や利用者、学識経験者で構成する検討協議会を設置して、教育・保育の現場の声を聴取しながら、府の基準の在り方について検討してきたところです。また、市町村とも意見交換を行っています。
その他 (類型)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 認定対象は幼保連携型のみとすること。 ■ 幼稚園型は認めるべきではない。 ■ 第4類型は、親の都合に迎合しただけの施設になるのではないかと不安。 ■ 幼保一元化から始まったのに、幼稚園でも保育園でもないものが運営できる第4類型は納得がいかない。 ■ 特に第4類型では受験産業の歪流にならないような配慮が必要 ■ 地方裁量型の認定基準は現行の保育所最低基準にすること。 ■ 地方裁量型について、認可外保育施設については、学校法人・社会福祉法人の認可を取得する支援が先決 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 認定の類型として、法律で4つの類型が定められており、条例で特定の類型を除外することは、法令上、できないこととされています。 ■ 認定こども園の認定基準は、基本的に幼稚園及び保育所の認可基準を満たすものとなっているところであり、どの類型にも適用されますので、第4類型であっても、現行の認可幼稚園、保育所と同様の基準を満たすこととなります。

<p>その他 (直接契約)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 直接契約の問題点(障害児や低所得者家庭児童が入園しづらくなる。)を克服する仕組みを考えるべき。 ■ 入所決定が不公平にならないような制度を規定すべき。 ■ 直接契約の入所方式はやめるべき ■ 保育に欠ける子の保育については、公が責任を持ってほしい。 ■ 子どもの福祉に行政がきちんと責任を果たすべき。 ■ 公的な措置制度が崩れることが大きな問題である。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 児童虐待防止の観点から特別の支援を要する家庭、ひとり親家庭又は低所得家庭の子ども、障害のある子どもなど特別な配慮が必要な子どもの利用が排除されることのないよう、入園する子どもの選考を公正に行うとともに、市町村との連携を図り、特別な配慮が必要な子どもの受入れに配慮しなければならない、としています。 ■ 認定こども園の保育所における「保育に欠ける子」の判定は、今後も市町村の責任において行われますが、認定こども園の利用は、あくまで保護者の自由選択になります。
<p>その他 (保育料)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保育料について、公平性を保つため、市町村が定める保育料と同額に設定し、その徴収も市町村が行うようにすべき。 ■ 保育料は応能負担とするべき。 ■ 保育料を統一すべき。 ■ 保育料を施設で決定するのは、競争になるのでどうか。 ■ 保育料が自由設定になることにより、保育労働者の賃金、保育の質が低下が心配 ■ 保育料に格差が出ないようにしてください。現在の保育料より値上がりすることがないように条例で定めてほしい。 ■ 教育のためのオプション保育料を設定できないようにすべき。 ■ 保育料滞納を保育実施の条件にしないように条例で定めてほしい。 ■ 親の就労状況を問わない、保育料が自由に設定されることで、保育が必要な子どもが保育を受けられないことになってしまうので、反対である。 ■ 保育料がみんな一緒になってしまうのは教育較差を生む 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 認定こども園の保育所の利用料は、市町村ではなく、施設が決定しますが、法律では、保育サービスの提供に要した費用を勘案し、保護者の家計に与える影響を考慮して、児童の年齢等に応じて定めることとされています。 ■ さらに、施設は、定めた利用料を市町村へ届け出る義務があり、市町村長は、この届け出られた額が不適切であると認めるときは、変更を命じることができることになっています。
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 国基準そのままではなく、財政措置をより充実してほしい。 ■ 認可基準を上回っている施設について、認定基準を理由として、基準を下回る設備、運営としないこと ■ とりあえず現在認可を受けている幼稚園・保育所に任せてみるのが最善である。 ■ 認定こども園を広く多くの府民に広報すべき ■ メリット、デメリットをちゃんと伝えるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 幼保連携型では、幼稚園の施設整備費、運営費が社会福祉法人も対象になるとともに、保育所の施設整備費が学校法人も対象になるなどの特例措置があります。 ■ 認定基準については、幼稚園及び保育所の水準を満たすことを基本としており、幼稚園・保育所の認可基準は引き続き満たすものと考えます。 ■ 認定を希望される施設を認定することになります。 ■ 認定こども園の制度について、広報に努めたいと考えています。

そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ■ 待機児童軽減のための策であるなら、「質より量」ではなく「質も量も」改善できる策を。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 認定基準は、現行の幼稚園、保育所の基準を基本としています。
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 待機児童の解消を目指すのであれば、認可保育所の増設等を検討すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 待機児童の解消も、認定こども園の1つの目的とされています。
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 認定こども園に変わることによって保育園がどうなるのか不安 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 認定こども園は、幼稚園、保育所に代わる第三の施設ではなく、認可幼稚園、保育所等に機能を付加するものであり、認定こども園になっても、保育所としての位置付けは変わらず、その水準は引き続き確保されるものです。
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保育園のプロの保育士に保育して欲しい。保育園を残してください。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 余裕をもって子どもを保育したり教育したりする必要が多いにあると思う 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 認定基準は、現行の幼稚園及び保育所の設置基準等を基本としています。
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 長時間保育については8時間が限度である。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 認定こども園における長時間利用児に対する保育時間は、8時間を原則としています。
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保育の現場をこれ以上厳しい労働条件にしないでほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 職員の配置については、現行の幼稚園・保育所の設置基準等を基本としており、各園において実情に応じた職員の加配措置を妨げるものではありません。
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 少子化が叫ばれている今、もっと子どもの育ちに責任を持つべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 認定こども園は、急速な少子化の進行などに伴い、子どもの教育及び保育に対する需要が多様となり、幼稚園、保育所を基本に、新たな選択肢として設けられた制度です。
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 国は責任を持って少子化対策を実施すべき。府も国に働きかけるべき。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 今の保育制度をもっと充実させるべき 	
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 認定こども園反対 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 認定こども園は、国の法律で制度化されたものです。
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保育制度の解体を進める条例に反対 	<ul style="list-style-type: none"> また、法律で認定基準は、都道府県の条例で定めることとされています。
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 児童福祉法第24条を改正しないで 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 国において検討される事項です。